

別表十二(二)

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十二(二) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業場の名称	1		翌期繰越額の計算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	6		円
				当期益金算入額	7		
				鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額	8		
特定施設の名称	2			同上以外の場合による 益金算入額	9		
				計 (7) + (8)	9		
当期準備金積立額	3			当期準備金積立額のうち損金算入額 (3) - (5)	10		
				期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額 (6) - (9) + (10)	11		
積立限度額	4		貸借対照表	貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	12		
(当中にガス・石油天然立た)				差引 (12) - (11)	13		
				損表の取崩不足額 - ((12) - 前期の(12))	14		
積立				計した差額の合計額 (5) + (14)	15		
				における差額 前期の(13))	16		

10欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の44第1項」又は「第6項」※

②区分番号に、「10191」

③適用額欄に、当該別表十二(二)10欄の金額(円単位)

を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の44第6項」、それ以外は「第68条の44第1項」

法 0301-1202